



陸軍

2 日本輕金屬ノ現地建設要員ハ現地軍軍屬トス

3 内地ニ於ケル資材整備發送等ノ擔當ハ航空本部トス

右ニ伴ヒ航空本部ニ本業務實施ニ必要ナル要員ヲ増加配當ス

4 本建設ニ要スル經費ハ總テ臨時軍事費支辨トス

3 建設用資材ハ極力現地遊休施設ノ轉用及現地製品活用ニ依リ充

足シ内地追送ハ眞ニ已ムヲ得サルモノニ限定ス

4 建設終了後ノ運營要領ニ關シテハ別ニ定ム

(註)

(1) 建設ニ關スル内地<sup>地及境</sup>各地ヲ通スル大網的指導ハ戰備課之ニ當ル

(2) 本建設ハ大東亞省連絡委員會第一部會決定ニ依ル本企業ノ

擔當者日本輕金屬株式會社ノ分ヲ繼承實施スルモノトス

右 乞 決 裁

決裁アリタル後

陸亞密

ヒンタン島アルミ工場建設ニ關スル件  
次官ヲ南方總軍軍政總監ニ通牒



東京小津館

ビンタン島アルミナ工場ノ建設方針ハ本記ノ通り決定セラレタルニ  
付依命通牒ス  
陸軍密第八三〇號 昭和十八年十一月二十五日

別表

本記

一、本工場ハ「アルミナ」年産一〇万吨ヲ目標トシ昭和十九年度未迄  
ニ完成ス

ニ建設ハ軍ノ直營トス

1. 現地ニ於ケル建設擔當ハ南方軍總司令部トス

2. 日本輕金屬ノ現地建設要員ハ現地軍軍屬トス

3. 内地ニ於ケル資材整備發送等ノ擔當ハ航空本部トス

右ニ伴ヒ航空本部ニ本業務實施ニ必要ナル要員ヲ増加配當ス

4. 本建設ニ要スル經費ハ總テ臨時軍事費支辨トス

三、建設用資材ハ極力現地遊休施設ノ轉用及現地製品活用ニ依リ充足

シ内地追送ハ眞ニ已ムヲ得ザルモノニ限定ス

四、建設終了後ノ運營要領ニ關シテハ別ニ定ム

(註)

(イ) 建設ニ關スル内地及現地ヲ通スル大綱的指導ハ戰備課之ニ當ル

(ロ) 本建設ハ大東亞省連絡委員會第一部會決定ニ依ル本企業ノ擔當  
者日本輕金屬株式會社ノ分ヲ繼承實施スルモノトス

陸軍密第八三〇號 昭和十八年十一月二十五日

東京小澤館

明十二月一日迄ニ御意見承リ度  
御異存カクハ取り敢ヘス本案ノ如ク申合セ教シ度  
戦 備 課

ピントン島アルミナ工場建設ニ關スル件申合セ(案)

大臣三六中内報告

陸軍省

軍事課

軍務課

戰備課

交通課

主計課

監査課

總務課

整備部

航空本部

大臣注意

戦争三内各々如く早急

一 本工場ハアルミナ年産一〇万屯ヲ目標トシ昭和十九年度末迄ニ完成

ス

ニ建設ハ軍ノ直轄トス

(1) 現地ニ於ケル建設擔當ハ南方軍總司令部トス

(2) 日本輕金屬ノ現地建設要員ハ現地軍軍屬トス

(3) 内地ニ於ケル資材整備發送等ノ擔當ハ航空本部トス

(4) 航空本部整備部業務軍需省移管後ト雖モ本擔當ハ依然航空本部

トス

(5) 本建設ニ要スル經費ハ總テ臨時軍事費支辨トス

ニ建設用資材ハ極力現地遊休施設ノ轉用及現地製品活用ニ依リ充足シ

内地追強ハ眞ニ已ムヲ得サルモノニ現定ス

四 建設終了後ノ運営要領ニ關シテハ別ニ定ム

(註)

一 建設ニ關スル内外地ヲ選ズル大體的指針ハ政府課之ニ營ル

二 内地所要資材及之ノ算定運送ハ航空本部之ニ任ス

三 臨時軍事費ノ支出算分決定等ハ主計課之ヲ擔當ス

陸軍

ピントアン島アルミナ工場建設ニ關スル申合せ(案)  
ニ對スル修正意見

昭和十八年十二月七日

陸軍航空本部



第二號ノ3括弧内ヲ左記ノ如ク修正シ其ノ他ハ案ノ通トセラレ度  
意見ナリ

左記

(之カ専門的事項ニ關シテハ航空本部ハ軍需省ノ能力ヲ利用ス)

陸軍省 (案)

海-0018

0406

ピントン島アルミナ工場建設ニ関スル件申合せ

昭一八一三ハ

陸軍省軍務局

軍事課

軍務課

整備局

戦備課

交通課

経理局

主計課

監査課

人事局

補任課

航空本部総務部

総務課

整備部

生産課

資材課

経理部

経理課

一、本工場ハ「アルミナ」年産一〇万吨ヲ目標トシ昭和十九年度末迄ニ完成ス

二、建設ハ軍ノ直營トス

1. 現設ニ於ケル建設擔當ハ南方軍總司令部トス

2. 日本軍金屬ノ現地建設要員ハ現地軍車團トス

3. 内地ニ於ケル資材整備發送等ノ擔當ハ航空本部トス

右ニ伴ヒ航空本部ニ本業務實施ニ必要ナル要員ヲ増加配當ス

4. 本建設ニ要スル経費ハ總テ臨時軍事費支辨トス

三、建設用資材ハ極力現地遊休施設ノ轉用及現地製品活用ニ依リ充足シ

内地迫送ハ眞ニ已ムヲ得ザルモノニ限定ス

四、建設終了後ノ遺棄要領ニ關シテハ別ニ定ム

(註)

(1) 建設ニ關スル内外地ヲ經スル大體的指導ハ戦備課之ニ當ル

(2) 本建設ハ大東亞省連絡委員會第一分部會決定ニ依ル本企業ノ擔當者

日本輕金屬株式會社ノ分子繼承實施スルモノトス



局長用

ピントアン島アルミナ工場建設ニ關スル件申合せ付 四二八一三ハ

- 陸軍省軍務局 軍事課 軍務課
- 整備局 戦備課 交際課
- 經理局 主計課 監査課
- 人二局 補任課

航空本部總務課 總務課

生産課

資材課

整備部 經理部

一 本工場ハ「アルミナ」年度一〇万屯ヲ目標トシ昭和十九年度末迄ニ完成ス

二 現地ハ軍ノ直轄トス

1 現地ニ於ケル現地建設費ハ南方軍總司令部トス

2 日本艦命屬ノ現地建設費員ハ現地軍軍庫トス

3 内地ニ於ケル資材整備運送等ノ擔當ハ航空本部トス

本工場の建設費は、本工場の建設費に必要ナル材料ヲ増加配當ス

4 本工場の建設ニ要スル經費ハ航空本部時支費支拂トス

5 現地用資材ハ国力現地建設費員ハ現地軍軍庫トス

内地運送ハ員ニ已ムヲ得ザルモノニ限定ス

6 建設終了後ノ運轉費員ニ關シテハ別ニ定ム

(一註)

① 建設ニ關スル内外地ヲ關スル大體的指針ハ戦備課之ニ當ル

② 内地用資材費金ノ算定事項ハ航空本部之ニ任ス

③ 陸軍省軍務局ノ支出庫外決定等ハ主計課之ヲ當ル

④ 本建設ハ航空本部者連絡委員會ヲ設ケテ決定

ニ依ル本企業ノ担当者日本輕金屬株式會社

ノ令ヲ継承實施スルトス

ビンタン島アルミナ工場建設ニ關スル件申合ヒ(一) 建設案 四一八二二八

決裁案



一、本工場ハ「アルミナ」年産一〇万屯ヲ目標トシ昭和十九年度末迄ニ完成ス。

二、陸軍ハ軍ノ商管トス

1. 現地ニ於ケル陸軍管轄費ハ南方軍總司令部トス
2. 日本親命屬ノ現地建設費ハ現地軍軍部トス
3. 内地ニ於ケル資材整備運送等ノ擔當ハ航空本部トス

本ニ係ヒ航空本部ニ必要費實施ニ必要ナル費用ヲ増加配當ス

4. 本建設ニ要スル經費ハ總テ臨時運送費支給トス

三、建設用資材ハ自力現地採集施設ノ利用及現地産品活用ニ依リ充足シ内地運送ハ貨車巴ムヲ利用モノニ限ラズ

既建設終了後ノ運送費領ニ關シテハ別ニ定ム

(計)

(一) 陸軍ニ關スル内外地ヲ通スル大體的指揮ハ戰備課之ニ當ル

(二) 内地所屬資材採集ノ擔當及現地採集ノ責任ハ航空本部之ニ任ス

(三) 陸軍時軍事費ノ支出及分配決定等ハ主計課之ヲ擔當ス

(四) 大東亞省連絡委員會第一印合決定ニ依リ本企業ノ担当者日本企業

本建設

左記決裁